



## 第3章

### 計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念・基本的な方向性

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、絶対に許されるものではありません。DV対策の推進に当たっては、市民の正しい理解を促し認識を深めるとともに、DV被害者の安全と人権を最大限に尊重する必要があります。

本計画は、市「第4次男女共同参画行動計画」基本目標Ⅲ「男女の人権尊重と暴力の根絶」施策の方向Ⅲ-2に掲げている『男女間のあらゆる暴力の根絶』を基本理念としつつ、配偶者からの暴力の防止、被害者の安全確保、自立支援等の施策を総合的かつ一体的に推進するため、前基本計画を継承した3つの「基本的な方向性」に基づいて策定します。

#### (1) DV防止啓発及び人権教育の推進

DVの防止を図るためには、DV問題への正しい理解と認識が市民に共有される必要があります。併せて子どもの頃からの人権教育を行うことが重要です。今後も継続してDV防止に向けた啓発及び人権教育に取り組みます。

#### (2) 安全確保の最優先

DVは、被害者の生命・身体の危機に直結するため、適切かつ速やかな被害者の安全確保を最優先しなければなりません。また、被害者が加害者の元から避難した後も、加害者からの追及への対応が大きな課題となります。このため、情報管理を徹底する等、被害者やその親族、支援者等関係者の安全確保を図ります。

#### (3) DV被害者の立場に立った切れ目のない支援

DV被害者への対応は、通報や相談、保護、自立支援等多くの段階にわたり、様々な関係機関・団体による切れ目のない支援を必要とするため、それぞれの過程において被害者の立場に立った支援を目指します。

## 2 基本目標・計画の体系

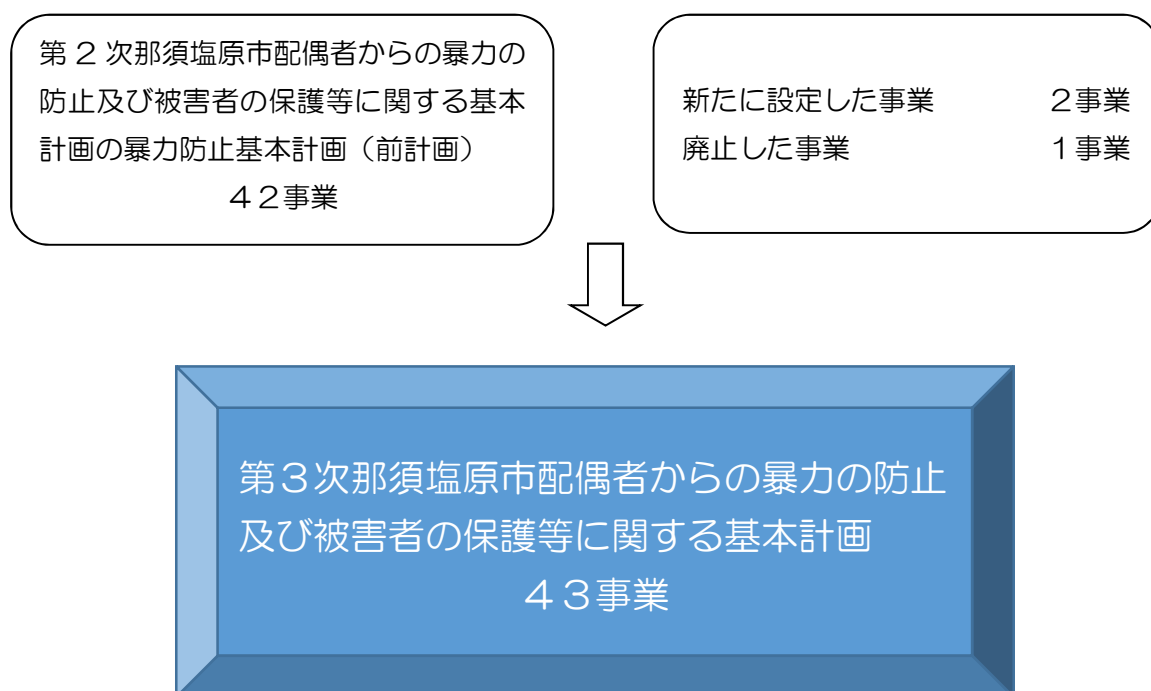
本計画の基本理念である『男女間のあらゆる暴力の根絶』に向けた取組を総合的かつ計画的に行うため、以下の4つの基本目標と18の基本施策を設定し、各種具体的な施策を行います。

- 基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
- 基本目標Ⅱ DV被害者の早期発見及び相談体制の充実
- 基本目標Ⅲ 安全に配慮した支援体制の充実
- 基本目標Ⅳ DV被害者の自立に向けての支援の充実

## 3 事業を選定するに当たって

本計画の事業の選定に当たっては、「第2次那須塩原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（前計画）」の成果と課題を踏まえ、新たな事業を加えました。

また、具体的な施策には、それぞれ事業ごとに目標を設定し、進行管理を行っていきます。



基本目標NO.	基本目標	基本施策NO.	基本施策	具体的な施策	事業No.	事業内容	担当部署	評価 (H29～R3年度までの5年間の見込)		
I	暴力の未然防止・再発防止のための取組の推進	1	市民へのDV防止啓発の推進	① 広報紙等による広報・啓発	1	男女共同参画広報紙「みいな」や市ホームページなどで、分かりやすい表現に配慮し、より多くの人がDVについての情報を得られるよう工夫に努めます。	市民協働推進課 【関係課】 ・社会福祉課	A		
					1	男女共同参画広報誌「みいな」や市ホームページなどで、分かりやすい表現に配慮し、より多くの人がDVについての情報を得られるよう工夫に努めます。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター） 【関係課】 ・社会福祉課	A		
				2	中高生を対象としたDVの知識と防止のための啓発	2	若年層からの意識啓発を行うため、学生を対象にDVについての正しい知識の周知に努めます。	市民協働推進課	A	
		2	学校における人権教育や男女共同参画教育の推進	① 学校における人権教育の充実	3	基本的人権の尊重を重要な位置付けとして、各小中学校で実施している人権教育や人権擁護委員による人権啓発を推進します。 ア) 人権の花運動【対象：小学校】花を児童が協力して育てることを通じて、人権尊重思想を育みます。 イ) 人権教室・人権講話【対象：小中学校】人権教室、講話において、人権尊重の大切さを学びます。	3	基本的人権の尊重を重要な位置付けとして、各小中学校で実施している人権教育や人権擁護委員による人権啓発を推進します。 ア) 人権の花運動【対象：小学校】花を児童が協力して育てることを通じて、人権尊重思想を育みます。 イ) 人権教室・人権講話【対象：小中学校】人権教室、講話において、人権尊重の大切さを学びます。	社会福祉課	B
					4	児童・生徒、保護者、教員に対し、人権教育支援訪問を活用した人権教育ワークショップ等を行います	4	児童・生徒、保護者、教員に対し、人権教育支援訪問を活用した人権教育ワークショップ等を行います	学校教育課	B
					5	ア) 学校での性に関する指導の中で、男女平等の理念やDV防止につながる内容を学習します。 イ) 男女平等の理念やDV防止等に関する指導について研究を推進します。	5	ア) 学校での性に関する指導の中で、男女平等の理念やDV防止につながる内容を学習します。 イ) 男女平等の理念やDV防止等に関する指導について研究を推進します。	学校教育課	B
					6	学校やPTAに対し、人権教育（DV防止につながる内容を含む）をテーマとした生涯学習出前講座を実施します。	6	学校やPTAに対し、人権教育（DV防止につながる内容を含む）をテーマとした生涯学習出前講座を実施します。	生涯学習課	D
		3	職務関係者等への研修の実施	① 市職員、教職員及び医療関係者を対象とした研修	7	ア) 中学校の思春期教育として、デートDVの危険性や予防について学習します。 イ) デートDVの危険性・予防方法について指導内容の研究を推進します。	7	ア) 中学校の思春期教育として、デートDVの危険性や予防について学習します。 イ) デートDVの危険性・予防方法について指導内容の研究を推進します。	学校教育課 【関係課】健康増進課	B
					8	ア) 市職員に対し、DVの実態や知識を学ぶための研修を実施します。 イ) 学校関係者や保育所等の職員及び医療関係者に対して、DVの実態や知識、DV被害者家庭との関わり方の研修を実施します。	8	ア) 市職員に対し、DVの実態や知識を学ぶための研修を実施します。 イ) 学校関係者や保育所等の職員及び医療関係者に対して、DVの実態や知識、DV被害者家庭との関わり方の研修を実施します。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A
		4	再発防止に向けての調査・研究	① 暴力の未然防止・再発防止のための情報収集	9	DVに関する研修会への参加や関係機関等との情報共有などを行い、暴力の未然防止・再発防止のための情報収集に努めます。	9	DVに関する研修会への参加や関係機関等との情報共有などを行い、暴力の未然防止・再発防止のための情報収集に努めます。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A
II	暴力の未然防止・再発防止のための取組の推進	1	DV被害者を早期に発見するための環境づくり	① 関係機関との連携・協力による早期発見	10	ア) 子ども・子育て総合センターが中心となり、民生委員・児童委員、人権擁護委員、医療機関、学校、保育所、地域包括支援センター等に対し、DVに関する知識や通報方法に関する周知を行うことにより、連携・協力を強化し、被害者の早期発見に努めます。 イ) 要保護児童対策地域協議会実務者会議・ケース会議等で情報の共有化を図ります。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター） 【関係課】社会福祉課 高齢福祉課 健康増進課 国保年金課 保育課 学校教育課	B		
					11	DV被害者又は発見者から連絡を受けた場合、子ども・子育て総合センターをはじめとする相談窓口で連絡・相談し、速やかな対応に努めます。	11	DV被害者又は発見者から連絡を受けた場合、子ども・子育て総合センターをはじめとする相談窓口で連絡・相談し、速やかな対応に努めます。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター） 【関係課】社会福祉課 高齢福祉課 健康増進課 国保年金課 保育課 学校教育課	A
					12	市民が利用する身近な施設への相談窓口カードの設置を始め、男女共同参画広報紙「みいな」や広報「なすしおばら」での周知に努めます。	12	市民が利用する身近な施設への相談窓口カードの設置を始め、男女共同参画広報紙「みいな」や広報「なすしおばら」での周知に努めます。	市民協働推進課	A
		2	関係機関と連携した相談体制の充実	① 相談窓口の機能充実	13	子ども・子育て総合センター内に設置している婦人相談員を中心にDVの専門的な相談の総合窓口として対応できるよう、相談員の充実や関係機関との連携強化などを行い、機能充実を図ります。	13	子ども・子育て総合センター内に設置している婦人相談員を中心にDVの専門的な相談の総合窓口として対応できるよう、相談員の充実や関係機関との連携強化などを行い、機能充実を図ります。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A
					14	DV被害者本人から関係機関（市の機関）の相談窓口で相談があった場合に確実にDV相談窓口（子ども・子育て総合センター）につながるよう連携強化を図ります。	14	DV被害者本人から関係機関（市の機関）の相談窓口で相談があった場合に確実にDV相談窓口（子ども・子育て総合センター）につながるよう連携強化を図ります。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A
					15	専門的知識を得られるよう婦人保護業務に関する研修会への積極的な参加に努めます。	15	専門的知識を得られるよう婦人保護業務に関する研修会への積極的な参加に努めます。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A
		3	障害者・高齢者・外国人への対応の充実	② 障害者・高齢者・外国人に対する見守りや相談業務の充実	16	介護保険等のパンフレット作成時に、高齢者虐待防止の観点から啓発を行います。	16	介護保険等のパンフレット作成時に、高齢者虐待防止の観点から啓発を行います。	高齢福祉課	A
					17	地域包括支援センターが相談窓口となり、「権利擁護」の一方法である成年後見制度についての周知を図り支援を行います。	17	地域包括支援センターが相談窓口となり、「権利擁護」の一方法である成年後見制度についての周知を図り支援を行います。	高齢福祉課	A
					18	自立支援協議会※を通じ、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所等に対し、相談業務の充実を図り、障害者虐待防止の観点からの取組について周知します。 ※障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第15条に規定されている組織。地域における障害者福祉に関する関係者による連携及び支援体制に関する協議を行うために設置されている。	18	自立支援協議会※を通じ、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所等に対し、相談業務の充実を図り、障害者虐待防止の観点からの取組について周知します。 ※障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第15条に規定されている組織。地域における障害者福祉に関する関係者による連携及び支援体制に関する協議を行うために設置されている。	社会福祉課	B
					19	外国人生活相談窓口を開設します。	19	外国人生活相談窓口を開設します。	市民協働推進課	A
					20	外国人転入者には、外国人生活相談窓口の案内チラシの配布を行います。	20	外国人転入者には、外国人生活相談窓口の案内チラシの配布を行います。	市民協働推進課	A
		4	DV被害者を孤立させないための情報提供の推進	① DV被害者への定期的な連絡	21	婦人相談員による経過確認を行うとともに必要な情報の提供に努めます。	21	婦人相談員による経過確認を行うとともに必要な情報の提供に努めます。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	B
22	身近な親族や友人の有無などDV被害者の身辺状況を確認し、支援者がいない場合は適切な関係機関につなぎ、被害者の孤立を防げるよう努めます。				22	身近な親族や友人の有無などDV被害者の身辺状況を確認し、支援者がいない場合は適切な関係機関につなぎ、被害者の孤立を防げるよう努めます。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	B		

基本目標NO.	基本目標	基本施策NO.	基本施策	具体的な施策	事業No.	事業内容	担当部署	評価 (H29~R3 年度までの5 年間の見込)
		5	苦情への迅速かつ適切な対応の推進	① 苦情の対応	23	被害者からの苦情があった場合は、相談窓口を設置している子ども・子育て総合センターを中心に関係者会議を実施します。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A
Ⅲ	被害者の早期発見及び相談体制の充実	1	DV被害者の安全対策の強化	① 関係機関（避難場所）との連携	24	関係機関（とちぎ男女共同参画センターや母子生活支援施設等）との連携を深め、被害者に対して協力して安全対策を図れるよう体制強化に努めます。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A
				② DV被害者の受入体制の整備	25	DV被害者が他市町村へ避難する際は、自立して生活できるよう避難先自治体へ必要に応じ情報提供を行うなどして受入体制を整備します。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A
				③ 一時避難場所の確保・支援の強化	26	多様化・複雑化するDV被害者の支援に対応するため、DV被害者等緊急一時避難支援事業を実施します。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	B
		2	DV被害者の支援者等の安全対策の徹底	① 安全確保のための情報提供	27	DV被害者本人へ相談内容や相談先を外部に漏らすことのないよう注意喚起し、必要に応じて警察にも協力依頼を行います。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A
Ⅳ	DV被害者の自立に向けての支援の充実	1	自立支援システムの構築	① 民間シェルター運営の支援	28	那須塩原市女性保護団体運営費補助金の交付を行います。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	B
				② 一時避難所との情報共有	29	一時保護所に入所後も連携を図り、情報の共有を図ります。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A
				① 無料法律相談の斡旋	30	必要に応じ、市で行っている無料法律相談、とちぎ男女共同参画センター内で実施している無料法律相談、法テラス、栃木県弁護士会などへの案内を行います。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	B
				① カウンセリングの実施	31	日本カウンセリング学会認定カウンセラーによる「こころの相談」を毎月2回実施します。	社会福祉課	B
				① 関係機関（学校・保育所・教育機関等）との連携の強化	32	親のDVを見せることは児童虐待でもあるため、子どもの様子を注意深く見守りながら、関係機関との連携を図ります。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A
				① 個人情報の取扱い	33	緊急の場合、安全確保のため必要な情報は関係機関へ提供しますが、本人に了解を得るなどするほか、情報の秘密を保持します。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A
				② 住民基本台帳の閲覧制限の支援措置	34	ア) DV被害者の住民票・戸籍の附票の発行制限、住民基本台帳の閲覧用の名簿から除外をします。 イ) 住民基本台帳端末で支援対象者である旨のメモの表示が出るように設定します。 ウ) 関係市町村に通知をします。 エ) 第三者から請求があった住民票、戸籍の附票交付については、取扱注意のメモを添付して交付します。 オ) 本人通知制度により第三者の請求時に支援対象者及び警察に情報提供を行います。	市民課	A
				③ 関係機関（学校・保育所・教育機関等）への配慮すべき事項の周知	35	加害者が子どもの就学先を訪ねることがあることから、特段の配慮が必要なため、関係者に対応方法や配慮すべき事項の周知を行います。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A
		2	生活再建に向けた支援策の充実	① 市営住宅の目的外使用による入居	36	DV防止法による保護命令の決定を受けたDV被害者、一時保護されたDV被害者への市営住宅への入居に配慮し、関係機関と連携を図り適切な対応を行います。	都市整備課	A
				② 母子生活支援施設の活用	37	子どもを同伴するDV被害者については状況に応じ、市外の母子生活支援施設との連携と活用を図ります。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	C
				① 保育所等の入園や学校の入学の配慮	38	DVに関連する転出入については、面談を行い、具体的な状況を把握するよう努めます。指定校変更や区域外就学等に対応し、転出先が分からないように各市町村教育委員会間で配慮します。	学校教育課	A
				① 保育所等の入園や学校の入学の配慮	39	保育所や学校等の入学等に関しては、関係機関と連携し、情報提供を行うなど、申請しやすい環境の提供を行います。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A
				② 各種福祉制度に関する情報の提供と活用への支援	40	DV被害者の状況に応じて、国民健康保険、母子福祉関連制度、児童扶養手当等様々な福祉施策の情報提供を行い、関係課と連携しながら経済的自立の支援を行います。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター） 【関係課】 ・子育て支援課 ・社会福祉課 ・高齢福祉課 ・国保年金課	A
				③ DV被害者の再就職の支援	41	母子父子自立支援員による自立支援プログラム策定を行い、ハローワークと連携し、就労支援を行います。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A
V	計画を推進するために	2	計画推進及び進行管理体制の強化	① 連絡調整体制の充実	42	本計画に基づき庁内関係部局が計画を推進するために庁内推進委員会を開催します。委員会では、各事業の進捗状況の把握と進行管理を行います。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A



# 本計画の体系

□内の番号は事業番号

## 基本理念 男女間のあらゆる暴力の根絶

